

重度化した場合における対応にかかる指針

あおばの郷

(目的)

この指針の目的は、「あおばの郷」の入居者が、入居中に重度化した場合における必要となる対応及び看取りに関する指針について定め、必要な措置を講じるためのものである。

(急性期における医師及び医療機関との連携体制)

入居者の急性期においては、施設職員により、速やかに提携医療機関に連絡し、医師の指示の下、介護、通院、その他必要な措置を講じるものとする。

また施設職員は緊急時においては、可能な限りの処置をおこなう。

提携医療機関は下記のとおりとする。

- ① 提携医療機関名 医療法人偕行会 偕行会城西病院
- ② 医療機関医師名 寺澤 求
- ③ 医療機関所在地 愛知県名古屋市中村区北畑町 4 丁目 1 番地
- ④ 電話番号 052-485-3724
- ⑤ 診療科目 内科
- ⑥ 連携体制 日常的な健康管理及び相談
職員に対して利用者の療養に関する助言
利用者に対する 24 時間の医療連携の確保

(入院中における居住費の取扱い)

入居者の入院期間中における居住費の徴収は次に定めるとおりとする。

- ① 家賃 契約の解約がない限り徴収（※ただし外泊時加算算定期間中を除く）
- ② 電気使用料 契約の解約がない限り徴収（※家電製品の電源を抜いて良ければ負担なし）
- ③ 食費 入院期間中は徴収しない

(看取りに関する考え方)

入居者及び家族の希望により、施設において看取りを行う場合は、入居者及び家族、主治医、相談員、看護師、施設職員等の話し合いにより、受け入れるものとする。

(看取り意思確認方法)

入居者及び家族の看取りの意思確認方法は、書面により行うものとする。

(看取りに関する指針)

施設職員は、入居者が尊厳をもって人生の終末期を迎えることができるよう、本人及び家族、主治医等と必要な連携を行うものとする。

施設は、本人及び家族により宗教者の来訪の希望を受けた場合、可能な限り受け入れるものとする。

(看取りに関する職員教育)

入居者が尊厳をもって人生の終末期を迎えることができるよう、必要に応じ職員に対し職員教育を行うものとする。

(指針の変更)

この指針の変更を行う場合は、提携医療機関と施設管理者と協議の上変更するものとする。

附則

この指針は令和4年6月1日から施行する。

上記指針の説明を受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

入居者氏名 _____ 印

入居者家族 _____ 印